

伊賀流忍者観光推進協議会・伊賀流忍者ロゴの利用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、「伊賀流忍者ロゴ」（以下「ロゴ」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴに関する権利）

第2条 ロゴに関する一切の権利は、伊賀流忍者観光推進協議会（以下「協議会」という。）に属する。

（利用の申請）

第3条 ロゴを利用しようとする者は、新聞・テレビ・雑誌等、報道関係機関が報道目的に利用する場合、協議会を構成する団体が主体となって実施するイベント等で利用する場合を除き、あらかじめ協議会の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴの利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他、協議会が必要と認める書類

（利用の許諾）

第4条 協議会は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が伊賀地域産品の推進や伊賀流忍者のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、協議会は必要があると認める場合には、ロゴの利用方法その他について、条件を付することができる。

2 協議会は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第3号）を申請者へ送付する。

（利用許諾の制限）

第5条 ロゴの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 伊賀流忍者の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ロゴの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) ロゴのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) ロゴの著しい変形その他ロゴの利用が適当でないと認められる場合
- (9) その他協議会が別に定める要件に該当しない場合

（利用料）

第6条 ロゴの利用料については、当分の間、無料とする。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

（利用上の遵守事項）

第8条 第4条の規定による利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用をすること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を2点提出すること。ただし、飲食物等提出が困難なものについては、サンプル又は画像データを提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) ロゴを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号（「伊賀流忍者 #●●●●」又は「Igaryu ninja #●●●●」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

第9条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書(別記様式第2号)を協議会に提出し、協議会の許諾を受けなければならない。

2 協議会は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(別記様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第10条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾(前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

(1) 利用者がこの規程に違反した場合

(2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合

(3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合

(5) その他ロゴの利用継続が不相当であると認められた場合

2 協議会は、前項の規定による利用許諾の取消しにより利用者にした損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 協議会は、利用者にロゴの利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(利用の非独占性等)

第11条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について協議会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 協議会は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 協議会は、ロゴの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、ロゴを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、ロゴの利用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 協議会は、ロゴの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、ロゴの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、協議会が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、ロゴの利用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から適用する。